

プレスリリース

報道各位

業務規程及び受託契約準則の一部変更の認可について

平成26年2月21日開催の第203回定例理事会において、決議されました業務規程及び受託契約準則の一部変更につきましては主務省に認可申請しておりましたところ、平成26年3月20日付で別紙のとおり認可されましたので通知いたします。

以 上



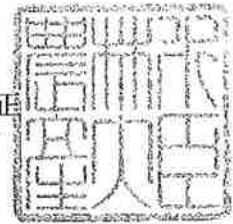
農林水産省指令 25食産第4868号

大阪府大阪市西区阿波座一丁目10番14号
大阪堂島商品取引所
理事長 岡本 安明

平成26年3月11日付け26堂島商取発第21号をもって認可申請のあった業務
規程の変更については、商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第156条第
1項の規定に基づき、申請のとおり認可します。

平成26年3月20日

農林水産大臣 林 芳 正



業務規程の変更理由書

試験上場期間中の米穀については、これまでの取引状況等を踏まえ、市場活性化の促進及び他の商品との整合性に照らし所要の変更を下記のとおり行う。

記

1. 取引条件関係

- (1) 第9条第1項第4号ロに定める米穀（以下「東京コメ」という。）の取引単位及び受渡単位を同一のものにする。（第9条第1項第4号ロ）
- (2) 東京コメの受渡供用品の変更に伴い、受渡場所については米穀受渡細則に定めることにした。（第88条22第1項）
- (3) 第9条第2項第4号イ（以下「大阪コメ」という。）については、これまで貨物運送運賃を規定していなかったが、東京コメとの整合性から貨物運送運賃の規定を新設することにした。（業務規程第88条の33）

2. その他

- (1) 東京コメにおける取引単位（6トン）での早受渡しについては、第9条第1項第4号ロの変更に伴い、廃止する。（第88条の24第2項）
- (2) 大阪コメと東京コメの受渡し書類について、提出する書類が異なっているので、これを統一し、併せて文言を整理した。（第88条の26、第88条の27）
- (3) 希望前検査手数料については他の商品と同様に業務規程第156条（前検査手数料の徴収）で規定することとし、これまで規定していた条文は削除する。（第88条の29第4項）
- (4) 東京コメと大阪コメで異なっていた受渡先の決定にかかる方法について、文言を整理し、具体的な方法については米穀受渡細則に規定することにした。（第88条の30）

以上

業務規程の変更にかかわる新旧対照表

大阪堂島商品取引所
— は変更箇所

変	現	行	備 考
<p>第1章 (省 略)</p> <p>第2章 取引の対象等、期限、呼値及び単位</p> <p>第1節 現物先物取引及び実物取引</p> <p>第6条～第8条 (省 略)</p> <p>(呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位) 第9条 現物先物取引の呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位は次のとおりとし、実物取引は取引当事者の約定によるものとする。</p> <p>種 類 呼 値 呼値の単位 取引単位及び受渡単位 (1)～(3) (省 略)</p> <p>(4) 米 穀</p> <p>イ 第8条第2項第4号のイに定める米穀 10円 1枚(3,000キログラム)</p> <p>ロ 同号のロに定める米穀 10円 1枚(12,000キログラム)</p> <p>(5)～(9) (削る) (省 略)</p> <p>第2節～第3節 (省 略)</p> <p>第3章～第4章 (省 略)</p> <p>第5章 受渡し (省 略)</p> <p>第1節～第3節 (省 略)</p> <p>第4節 米 穀</p> <p>(受渡しの場所) 第88条の22 受渡しの場所は、米穀受渡細則に定める指定倉庫とする。ただし、実物取引については当事者の合意により、本所の承認を受けたときは、この限りでない。</p>	<p>第1章 (省 略)</p> <p>第2章 取引の対象等、期限、呼値及び単位</p> <p>第1節 現物先物取引及び実物取引</p> <p>第6条～第8条 (省 略)</p> <p>(呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位) 第9条 現物先物取引の呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位は次のとおりとし、実物取引は取引当事者の約定によるものとする。</p> <p>種 類 呼 値 呼値の単位 取引単位及び受渡単位 (1)～(3) (省 略)</p> <p>(4) 米 穀</p> <p>イ 第8条第2項第4号のイに定める米穀 10円 1枚(3,000キログラム)</p> <p>ロ 同号のロに定める米穀 10円 1枚(60キログラム)</p> <p>取引単位 6,000キログラム 受渡単位 12,000キログラム</p> <p>(5)～(9) (省 略)</p> <p>第2節～第3節 (省 略)</p> <p>第3章～第4章 (省 略)</p> <p>第5章 受渡し (省 略)</p> <p>第1節～第3節 (省 略)</p> <p>第4節 米 穀</p> <p>(受渡しの場所) 第88条の22 受渡しの場所は、第8条第2項第4号のイに定める米穀に係る受渡供用品にあつては、大阪府、兵庫県、京都府及び奈良県に所在する指定倉庫、同号のロに定める米穀に係る受渡供用品にあつては、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び北海道に所在する指定倉庫とする。ただし、実物取引については当事者の合意により、本所の承認を受けたときは、この限りでない。</p>	<p>受渡場所の詳細は、米穀受渡細則で定める。</p>	

業務規程の変更にかかるとなる新旧対照表

大阪堂島商品取引所
は変更箇所

変 更	現 行	備 考
<p>第88条の23 (省 略)</p> <p>(早受渡し) 第88条の24 当月限の建玉を有する会員が、その全部又は一部について、前条第1項に規定する受渡日前に受渡し(以下この節において「早受渡し」という。)を希望するときは、米穀受渡細則の定めるところにより、これを行うことができる。</p> <p><u>2</u> <u>前項の早受渡しにつき、第8条第2項第4号のロに定める米穀に係る受渡供用品にあつては、第9条第1項第4号のロに定める受渡単位のほか、取引単位で行うことができることとする。</u></p>	<p>第88条の23 (省 略)</p> <p>(早受渡し) 第88条の24 当月限の建玉を有する会員が、その全部又は一部について、前条第1項に規定する受渡日前に受渡し(以下この節において「早受渡し」という。)を希望するときは、米穀受渡細則の定めるところにより、これを行うことができる。</p> <p><u>2</u> <u>前項の早受渡しにつき、第8条第2項第4号のロに定める米穀に係る受渡供用品にあつては、第9条第1項第4号のロに定める受渡単位のほか、取引単位で行うことができることとする。</u></p>	<p>取引単位及び受渡単位が異なる市場がないため削除</p>
<p>第88条の25 (省 略)</p>	<p>第88条の25 (省 略)</p>	<p>東京方式に統一</p>
<p>第88条の26 (削 除)</p>	<p>(受渡品届出書) 第88条の26 現物先物取引の渡方は、第8条第2項第4号のイに定める米穀に係る受渡供用品にあつては、当月限納会日の午後3時まで、米穀受渡細則の定めるところにより、受渡品届出書を本所に届け出なければならぬ。</p>	<p>東京方式に統一</p>
<p>(受渡品明細通知書) 第88条の27 現物先物取引の渡方は、当月限納会日の午後3時まで(早受渡しにあつては、当該早受渡しの申出のとき)に米穀受渡細則の定めるところにより、受渡品明細通知書を本所に届け出なければならぬ。</p>	<p>(受渡品明細通知書) 第88条の27 現物先物取引の渡方は、第8条第2項第4号のイに定める米穀に係る受渡供用品にあつては、当月限納会日の3営業日後の午後3時まで(早受渡しにあつては、当該早受渡しの申出のとき)に、同号のロに定める米穀に係る受渡供用品にあつては、当月限納会日の午後3時まで(早受渡しにあつては、当該早受渡しの申出のとき)に米穀受渡細則の定めるところにより、受渡品明細通知書を本所に届け出なければならぬ。</p>	<p>東京方式に統一</p>
<p>第88条の28 (省 略)</p>	<p>第88条の28 (省 略)</p>	<p>第10節受渡しの決済の方法に移行</p>
<p>(希望前検査) 第88条の29 会員は、現物先物取引の受渡供用品につき、希望によりその品質、量目及び包装に関し本所の前検査を受けることができる。 2 ～ 3 4</p>	<p>(希望前検査) 第88条の29 会員は、現物先物取引の受渡供用品につき、希望によりその品質、量目及び包装に関し本所の前検査を受けることができる。 2 ～ 3 4 <u>希望前検査手数料は、米穀受渡細則に定める。</u></p>	<p>第10節受渡しの決済の方法に移行</p>

業務規程の変更にかかるとなる新旧対照表

大阪堂島商品取引所
— は変更箇所

変 更	現 行	備 考
<p>(受渡先の決定) 第88条の30 現物先物取引の受渡しにおいて、受方が2人以上あるときは、当月限納会日の翌営業日に米穀受渡細則に定める方法で、受渡先を定め、これを受渡当事者に通知する。</p> <p>2 (省 略)</p> <p><u>3 (削 除)</u></p> <p>3 受渡当事者又はその代理人は、第1項の受渡先決定に立ち会うことができる。</p> <p>第88条の31 ～ 第88条の32 (省 略)</p> <p>(受渡諸経費の分担) 第88条の33 本所が受方に指定倉荷証券を交付した日の属する期までの倉庫保管料及び出庫料は、渡方の負担とする。</p> <p>2 本所は、指定倉庫における受渡しについて、別に定める貨物輸送運賃を渡方から徴収し、これを受方に交付することができる。</p> <p>3 ～ 5 (省 略)</p> <p>第88条の34 ～ 第88条の40 (省 略)</p> <p>第5節 ～ 第9節 (省 略)</p> <p>第10節 受渡しの決済の方法</p> <p>第154条 ～ 第155条 (省 略)</p> <p>(前検査手数料の徴収) 第156条 本所は、会員の申請に基づき第79条第1項、第88条の29第1項又は第143条第1項に規定する前検査を行う場合は、理事会において別に定める前検査手数料を徴収することができる。</p> <p>以下 省 略</p>	<p>(受渡先の決定) 第88条の30 現物先物取引の受渡しにおいて、受方が2人以上あるときは、<u>第8条第2項第4号のイに定める米穀に係る受渡供用品にあっては、当月限納会日の翌営業日に別に定める方法で、同号のロに定める米穀に係る受渡供用品にあっては抽選をもって受渡先を定め、これを受渡当事者に通知する。</u></p> <p>2 (省 略)</p> <p><u>3 第8条第2項第4号のロに定める米穀に係る受渡供用品に係る抽選方法は、米穀受渡細則に定める。</u></p> <p>4 受渡当事者又はその代理人は、第1項の受渡先決定に立ち会うことができる。</p> <p>第88条の31 ～ 第88条の32 (省 略)</p> <p>(受渡諸経費の分担) 第88条の33 本所が受方に指定倉荷証券を交付した日の属する期までの倉庫保管料及び出庫料は、渡方の負担とする。</p> <p>2 本所は、<u>第8条第2項第4号のロに定める米穀に係る受渡供用品にあっては、東京都特別区以外の地域に所在する指定倉庫における受渡しについては、本所が別に定める貨物運送運賃を渡方から徴収し、これを受方に交付することができる。</u></p> <p>3 ～ 5 (省 略)</p> <p>第88条の31 ～ 第88条の40 (省 略)</p> <p>第5節 ～ 第9節 (省 略)</p> <p>第10節 受渡しの決済の方法</p> <p>第154条 ～ 第155条 (省 略)</p> <p>(前検査手数料の徴収) 第156条 本所は、会員の申請に基づき第79条第1項又は第143条第1項に規定する前検査を行う場合は、理事会において別に定める前検査手数料を徴収することができる。</p> <p>以下 省 略</p>	<p>受渡先決定方法の統一</p> <p>貨物運送運賃の対象を両市場とした。</p> <p>米穀を追加</p>

業務規程の変更にかかわる新旧対照表

大阪堂島商品取引所
— は変更箇所

変 更	現 行	備 考
<p>附 則 (平成26年2月21日) 平成26年2月21日開催の理事会において決議した業務規程の変更は、農林水産大臣の認可の日(平成26年3月20日)から施行し、平成26年4月1日から実施する。 ただし、第9条第1項第4号のロ(取引単位及び受渡単位)、第88条の22、第88条の24第2項及び第88条の33第2項の変更にあつては、平成26年10月限から適用するものとし、平成26年9月限以前の限月にあつては、なお従前の例による。</p>		



農林水産省指令 25食産第4867号

大阪府大阪市西区阿波座一丁目10番14号

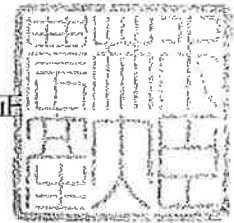
大阪堂島商品取引所

理事長 岡本 安明

平成26年3月11日付け26堂島商取発第22号をもって認可申請のあった受託契約準則の変更については、商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の規定に基づき、申請のとおり認可します。

平成26年3月20日

農林水産大臣 林 芳 正



受託契約準則変更理由書

大阪堂島商品取引所

大阪コメ及び東京コメは同じ米穀取引であり、受渡の特例に係る取引受渡証
拠金、倉荷証券及び受渡代金の納入期限を別々に規定する必要性がないため受
託契約準則の所要の変更を行うものです。

1. 取引受渡証拠金の納入期限

大阪コメ及び東京コメの取引受渡証拠金の納入期限を当該受渡が決定した日
の午後3時に統一する。(第42条第2項)

2. 倉荷証券及び受渡代金の納入期限

大阪コメ及び東京コメの倉荷証券及び受渡代金の納入期限を受渡日の前営業
日の午後4時に統一する。(第42条第5項)

3. 平成26年2月21日開催の理事会において決議したこの準則の変更は、農 林水産大臣の認可を受けた日(平成26年3月20日)から施行し、平成26年 4月1日から実施する。(附則)

以 上

受託契約準則の変更にかかると新旧対照表

大阪堂島商品取引所
— は変更箇所

変 更	現 行	備 考
<p>第1条～第41条 (省 略)</p> <p>(米穀の受渡しによる決済の特例)</p> <p>第42条 委託者は、米穀の取引を受渡しにより決済しようとするときは、第16条及び第21条の規定にかかわらず、本条の規定により行うものとする。</p> <p>2 委託者は、本所が定める取引受渡証拠金を、当該受渡しが決した日の午後3時までに受託会員に差し入れるものとする。</p> <p>3、4 (省 略)</p> <p>5 委託者は、受渡日の前営業日の午後4時までに、売方であるときは受渡しにより決済しようとする売付けに係る倉荷証券(業務規程第88条の38及び第88条の39に定める受渡しにあつては合意した受渡書類。以下この条において同じ)を、買方渡代金及び当該買付けの受渡代金に係る消費税相当額を受託会員に差し入れるものとする。</p>	<p>第1条～第41条 (省 略)</p> <p>(米穀の受渡しによる決済の特例)</p> <p>第42条 委託者は、米穀の取引を受渡しにより決済しようとするときは、第16条及び第21条の規定にかかわらず、本条の規定により行うものとする。</p> <p>2 委託者は、本所が定める取引受渡証拠金を、業務規程第8条第2項第4号のイに定める米穀に係る受渡供用品にあつては、<u>当該受渡しが決した日の午後3時までに、業務規程第8条第2項第4号のロに定める米穀に係る受渡供用品にあつては当該受渡しが決した日の午後4時までに受託会員に差し入れるものとする。</u></p> <p>3、4 (省 略)</p> <p>5 委託者は、業務規程第8条第2項第4号のイに定める米穀に係る受渡供用品にあつては受渡日の前々営業日の正午までに、<u>業務規程第8条第2項第4号のロに定める米穀に係る受渡供用品にあつては受渡日の前営業日の午後4時までに、売方であるときは受渡しにより決済しようとする売付けに係る倉荷証券(業務規程第88条の38及び第88条の39に定める受渡しにあつては合意した受渡書類。以下この条において同じ)を、買方であるときは受渡しにより決済しようとする買付けに係る</u></p>	<p>東京コメと大阪コメの取引受渡証拠金の納入期限を統一した</p> <p>東京コメと大阪コメの倉荷証券及び受渡代金の納入期限を統一した</p>

<p>6～10 (省 略)</p> <p>(以下省略)</p> <p>附 則 (平成 26 年 2 月 21 日)</p> <p>平成 26 年 2 月 21 日開催の理事会において決議したこの準則の変更は、農林水産大臣の認可の日 (平成 26 年 3 月 20 日) から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。</p>	<p>受渡代金及び当該買付けの受渡代金に係る消費税相当額を受託会員に差し入れるものとする。</p> <p>6～10 (省 略)</p> <p>(以下省略)</p>
---	---